

委員会規程の改正について

改正理由：委員会、担当理事、委員長名称の変更に伴う改正

承認：2026（令和8）年 3月14日 2025年度第6回理事会

改正日：2026（令和8）年 4月 1日

現行	改正案
<p>(常設委員会)</p> <p>第4条 常設委員会は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 総務委員会(2) 財務委員会(3) 共済委員会(4) 広報委員会(5) 組織拡充委員会(6) ファンドレイジング委員会(7) プログラム委員会(8) Adults in Scouting (A I S) 委員会	<p>(常設委員会)</p> <p>第4条 常設委員会は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 総務委員会(2) 財務委員会(3) 共済委員会(4) 広報委員会(5) 組織拡充委員会(6) 社会共創委員会(7) プログラム委員会(8) Adults in Scouting (A I S) 委員会
<p>(常設委員会の役割)</p> <p>第5条</p> <p>7 ファンドレイジング委員会は、「理事等役職者の役務に関する規程」8条7が定めるファンドレイジング担当理事（ファンドレイジング委員長）の役務に関する事項を扱い、ファンドレイジング委員長の役務を分担執行する。</p>	<p>(常設委員会の役割)</p> <p>第5条</p> <p>7 社会共創委員会は、「理事等役職者の役務に関する規程」8条7が定める社会共創担当理事（社会共創委員長）の役務に関する事項を扱い、社会共創委員長の役務を分担執行する。</p>

以上